

銀行取引規定

改定後	改定前
第 4 条（パスワード等の管理） 1. パスワード等の登録 (1)～(4) 省略 (5) <u>パスキー認証</u> <u>本規定第 5 条第 1 項第 4 号に定めるパスキー認証方式（以下「パスキー認証」といいます）を利用する場合、当社所定の方法によりパスキー認証を利用する端末およびパスキー認証を利用するために必要な情報をご登録いただきます。パスキー認証を用いた場合、プラットフォーム（インターネットを通じて提供される認証機能を含む情報処理サービス。以下「プラットフォーム」といいます）のアカウント情報を用いて、インターネットバンキングにログインできるものとします。その場合は、本条第 1 項第 1 号に定めるログインパスワードを用いずにログインが可能となります。</u> 2～3. 省略 4. パスワード等の誤入力 (1)～(3) 省略 (4) <u>お客さまの口座へのパスキー認証によるログインにおいて、当社所定の回数連続して認証に失敗した場合、当社は、当該パスキー認証によるログインを、当社所定の期間停止します。</u> 5. 省略 6. <u>パスキー認証で利用するプラットフォームのアカウント情報および登録端末</u>	第 4 条（パスワード等の管理） 1. パスワード等の登録 (1)～(4) 省略 (新設) 4. パスワード等の誤入力 (1)～(3) 省略 (新設) 5. 省略 (新設)

<u>の管理</u> (1) <u>パスキー認証で利用するプラットフォームのアカウント情報は、第三者による盗用、不正使用等が生じないよう、お客さまの責任において厳重に管理してください。これらの事象が発生した、またはそのおそれがある場合には、ただちに当社所定の方法により、パスキー認証の解除手続きを行ってください。解除手続きが完了するまでに生じた損害について、当社の故意または重過失がある場合を除き、当該損害を賠償する責任を負いません。</u> (2) <u>パスキー認証を登録した端末についても、第三者による盗用、不正使用等が生じないよう、お客さまの責任において厳重に管理してください。これらの事象が発生した、またはそのおそれがある場合には、ただちに当社所定の方法により、登録端末の解除手続きを行ってください。解除手続きが完了するまでに生じた損害について、当社の故意または重過失がある場合を除き、当該損害を賠償する責任を負いません。</u>	
第 5 条（本人確認の方法） 1. 当社が、ログイン時または各種バンキングサービス利用時に用いる本人確認手続きは、以下のいずれかの方法となります。また、以下の本人確認手続きに加え、当社が必要と判断した場合、当社が認める所定の方法で本人確認を行う場合があります。 (1)～(3) 省略 (4) <u>パスキー認証方式</u>	第 5 条（本人確認の方法） 1. 当社が、ログイン時または各種バンキングサービス利用時に用いる本人確認手続きは、以下のいずれかの方法となります。また、以下の本人確認手続きに加え、当社が必要と判断した場合、当社が認める所定の方法で本人確認を行う場合があります。 (1)～(3) 省略 (新設)

<u>端末の OS が連携しているプラットフォームを通じて端末に登録された秘密鍵を用い、生体認証や PIN 等により本人確認を行う方式です。</u> 2. 省略 3. 口座開設以降の取引においては、当社は、当該取引に際して当社が受信した <u>ログイン ID、ログインパスワード、電子証明書、スマートフォンによる指紋・顔認証情報、パスキー認証による認証情報など</u>（以下、総称して「本人確認情報」といいます）と届出の本人確認情報の一致を本規定にしたがって確認することにより本人確認を行います。なお、複数の口座を開設している場合、本人確認後の保有する口座間の切り替えにおいては、一度の認証で複数の口座にログインすることができます（法人のお客さまを除きます。）。	2. 省略 3. 口座開設以降の取引においては、当社は、当該取引に際して当社が受信した <u>ログイン ID、ログインパスワード、電子証明書、スマートフォンによる指紋・顔認証情報など</u>（以下、総称して「本人確認情報」といいます）と届出の本人確認情報の一致を本規定にしたがって確認することにより本人確認を行います。なお、複数の口座を開設している場合、本人確認後の保有する口座間の切り替えにおいては、一度の認証で複数の口座にログインすることができます（法人のお客さまを除きます。）。
--	--

スマートフォンアプリ利用規定

改定後	改定前
第 4 条（利用方法） 1. 本アプリにログイン後、本アプリのログイン方法を以下の <u>3 つ</u>の中から設定することができます。ログイン方法の登録にあたっては、当社所定の本人確認を行います。 (1) 省略 (2) 生体認証方式 <u>前号に定める ID・パスワード認証方式の入力簡便化の手段として、スマートフォンに登録されている指紋もしくは顔情報を利用する方</u>	第 4 条（利用方法） 1. 本アプリにログイン後、本アプリのログイン方法を以下の <u>2 つ</u>の中から設定することができます。ログイン方法の登録にあたっては、当社所定の本人確認を行います。 (1) 省略 (2) 生体認証方式 <u>スマートフォンに登録されている指紋もしくは顔情報を利用する方法。</u> この方法では、お客さまを認証する指紋・顔情報と対応端末に登録されてい

<u>法</u>。この方法では、お客さまを認証する指紋・顔情報と対応端末に登録されている指紋・顔情報が一致した場合、本サービスを利用することができます。なお、生体認証方式は、スマートフォン、OS の種類により選択できない場合があります。 (3) <u>パスキー認証方式</u> <u>「銀行取引規定」に規定する「パスキー認証」を用いてログインする方式。なお、パスキー認証方式は、スマートフォン、OS の種類により選択できない場合があります。</u> 2. 省略 3. <u>お客さまがログインパスワードを失念した場合は、「銀行取引規定」に規定する「パスワード等の変更」にしたがって対応してください。また、ログインパスワードの入力を複数回誤りロックがかかった場合は、「銀行取引規定」に規定する「パスワード等の誤入力」として取り扱われます。</u> 4. <u>生体認証方式について、複数回不一致となりログインできない場合には、ID・パスワード認証方式でログインしていただく必要があります。</u> 5. <u>パスキー認証方式について、複数回パスキー認証に失敗した場合には、パスキー認証でのログインがロックされます。その場合には、ID・パスワード認証方式もしくは生体認証方式でログインしていただく必要があります。</u> <u>6～7</u> 省略	る指紋・顔情報が一致した場合、本サービスを利用することができます。なお、生体認証方式は、スマートフォン、OS の種類により選択できない場合があります。 (新設) 2. 省略 3. <u>お客さまがログインパスワードを失念した場合または、ログインパスワードの入力を複数回誤りロックがかかった場合には、カスタマーセンターにお電話いただくか、個人および個人事業主のお客さまは当社ウェブサイトアクセスしていただき、ログイン方法を再登録する必要があります。</u> 4. <u>生体認証について、複数回不一致となりログインできない場合には、ID・パスワード認証方式でログインしていただく必要があります。</u> (新設) <u>5～6</u> (項番繰り下げ)
第7条 (免責事項)	第7条 (免責事項)

1. お客さまが利用している端末の障害、不具合、機種変更、初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機械およびコンピューター等の障害ならびに回線障害、<u>生体認証またはパスワード入力の不一致、もしくはパスキーによる認証が正常に完了しないことによるログイン不能</u>、お客さま取引情報の更新タイミング・利用時間外により、本アプリのサービスの取扱いが遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について当社は一切の責任を負いません。 2～5 省略 6. <u>当社所定の環境以外で本アプリを利用したことにより</u>、本アプリのサービスの取扱いが遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について当社は一切の責任を負いません。	1. お客さまが利用している端末の障害、不具合、機種変更、初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機械およびコンピューター等の障害ならびに回線障害、<u>生体認証またはパスワード入力の不一致によるログイン不能</u>、お客さま取引情報の更新タイミング・利用時間外により、本アプリのサービスの取扱いが遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について当社は一切の責任を負いません。 2～5 省略 6. <u>当社所定のスマートフォン以外の端末を利用したことにより</u>、本アプリのサービスの取扱いが遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
--	--

口座不正使用補てん規定（個人のお客さま）

改定後	改定前
第1条（補てんが行われる場合） 当社は、第三者がお客さま（本規定において、個人のお客さまに限ります。ただし、事業として、または事業のために当社とお取引されるお客様は除きます。以下同様とします。）の<u>ログイン ID、ログイン名、パスキー認証による認証情報、各種パスワードおよび認証番号その他当社所定の本人確認または取引の認証に用いる情報</u>（以下、総称して「本人確認情報」といいます）を詐取・盗取し、またはお客さまのキャッシュカード（本規定において、スマホ ATM サービス	第1条（補てんが行われる場合） 当社は、第三者がお客さま（本規定において、個人のお客さまに限ります。ただし、事業として、または事業のために当社とお取引されるお客様は除きます。以下同様とします。）の<u>ログイン ID、ログイン名、各種パスワードおよび認証番号その他当社所定の本人確認または取引の認証に用いる情報</u>（以下、総称して「本人確認情報」といいます）を詐取・盗取し、またはお客さまのキャッシュカード（本規定において、スマホ ATM サービスを利用する端末を含みます）

を利用する端末を含みます)を偽造し、もしくは詐欺・盗取し、お客さまになりすまして不正に預金の払戻し(以下「不正払戻し」といいます)をしたことによって、お客さまが損害を被った場合において、次の各号のすべてに該当するときは、お客さまの請求に応じて、次条に定める金額を補てんします。なお、本条に基づいて、当社が補てんを行った場合、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。	を偽造し、もしくは詐欺・盗取し、お客さまになりすまして不正に預金の払戻し(以下「不正払戻し」といいます)をしたことによって、お客さまが損害を被った場合において、次の各号のすべてに該当するときは、お客さまの請求に応じて、次条に定める金額を補てんします。なお、本条に基づいて、当社が補てんを行った場合、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
--	---

口座不正使用補てん規定(事業者のお客さま)

改定後	改定前
第1条(補てんが行われる場合) 当社は、第三者がお客さま(本規定において個人事業主のお客さまおよび法人のお客さまのことをいいます。以下同様とします。)のログインID、ログイン名、パスワードおよび認証番号その他当社所定の本人確認または取引の認証に用いる情報(以下、総称して「本人確認情報」といいます)を詐欺・盗取したうえで、お客さまになりすまして不正に預金の払戻(以下「不正払戻」といいます)をしたことによって、お客さまが損害を被った場合において、次の各号のすべてに該当するときは、お客さまの請求に応じて、年間1,000万円を限度として、次条に定める金額を補てんします。ただし、お客さまご本人に対して払戻が行われた場合(払戻先がお客さま名義の口座であった場合を含みます)は、補てんの対象外とします。なお、本条にもとづいて、当社が補てんを行った場合、当該補てんを行	第1条(補てんが行われる場合) 当社は、第三者がお客さま(本規定において個人事業主のお客さまおよび法人のお客さまのことをいいます。以下同様とします。)のログインID、ログイン名、電子証明書、各種パスワードおよび認証番号その他当社所定の本人確認または取引の認証に用いる情報(以下、総称して「本人確認情報」といいます)を詐欺・盗取したうえで、お客さまになりすまして不正に預金の払戻(以下「不正払戻」といいます)をしたことによって、お客さまが損害を被った場合において、次の各号のすべてに該当するときは、お客さまの請求に応じて、年間1,000万円を限度として、次条に定める金額を補てんします。ただし、お客さまご本人に対して払戻が行われた場合(払戻先がお客さま名義の口座であった場合を含みます)は、補てんの対象外とします。なお、本条にもとづいて、当社が補てんを行った場合、当該補てんを行

った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。	る払戻請求権は消滅します。
----------------------------------	---------------

ビジネス ID 管理利用規定

改定後	改定前
第 2 条（本サービスの申込等） 1. 省略 2. 本サービスの利用開始時点で存在する取引等の取扱いについては、以下の各号に定めるとおりとします。 (1)～(3) 省略 (4) <u>本サービスの利用開始前に行ったパスキー認証の登録および利用端末の登録は、本サービスの利用申込によって、解除されるものとします。また、本サービスの利用中はパスキー認証の登録を行うことはできません。</u>	第 2 条（本サービスの申込等） 3. 省略 4. 本サービスの利用開始時点で存在する取引等の取扱いについては、以下の各号に定めるとおりとします。 (1)～(3) 省略 (新設)

DCJPY 口座サービス規定

改定後	改定前
第 5 条（DCJPYWeb サービスの本人確認の方法） 1. 当社が、DCJPYWeb サービスのサインイン時に用いる本人確認手続きは、以下の方法となります。また、以下の本人確認手続きに加え、当社が必要と判断した場合、当社が認める所定の方法で本人確認を行う場合があります。 (1) <u>当社インターネットバンキングへのログインによる認証</u> DCJPYWeb サービスの初回サインイン時に、「銀行取引規定」で定めた本人確認手続きによる当社の	第 5 条（DCJPYWeb サービスの本人確認の方法） 1. 当社が、DCJPYWeb サービスのサインイン時に用いる本人確認手続きは、以下の方法となります。また、以下の本人確認手続きに加え、当社が必要と判断した場合、当社が認める所定の方法で本人確認を行う場合があります。 (1) <u>ID・パスワードによる認証</u> DCJPYWeb サービスの初回サインイン時に、<u>当社のインターネットバンキングのログイン ID およびログインパスワードを入力する</u>

<u>インターネットバンキングへのログインにより本人確認を行います。</u>	<u>ことにより本人確認を行います。</u>
--	------------------------

証券コネクト口座規定

改定後	改定前
第1条（証券コネクト口座） 1～4 省略 5. GMO クリック証券および当社は、お客さまの証券コネクト口座の残高情報（以下「残高情報」といいます）を共同で利用します。証券コネクト口座サービスは、当社 Web サイト上にて提供する口座連携サービスをいい、以下の各サービスを含むものとします。 (1) 自動ログイン お客さまが、GMO クリック証券の所定の Web サイトにログインしている場合、当社のインターネットバンキングに、ID、パスワード入力することなく自動的にログインすることを可能とするサービスです。 <u>なお、GMO クリック証券から当社に自動ログインした場合は、「銀行取引規定」で規定する「ID・パスワード方式」でのログインとみなします。</u>	第1条（証券コネクト口座） 1～4 省略 5. GMO クリック証券および当社は、お客さまの証券コネクト口座の残高情報（以下「残高情報」といいます）を共同で利用します。証券コネクト口座サービスは、当社 Web サイト上にて提供する口座連携サービスをいい、以下の各サービスを含むものとします。 (1) 自動ログイン お客さまが、GMO クリック証券の所定の Web サイトにログインしている場合、当社のインターネットバンキングに、ID、パスワード入力することなく自動的にログインすることを可能とするサービス。

証券コネクト口座 商品概要説明書

改定後	改定前
商品の概要 1. 自動ログイン GMO クリック証券の Web サイトに口	商品の概要 1. 自動ログイン GMO クリック証券の Web サイトに口

グインしている場合、ID、パスワードの入力を要せずに当社のインターネットバンキングにログインできるサービスです。 <u>なお、GMO クリック証券から当社に自動ログインした場合は、「銀行取引規定」で規定する「ID・パスワード方式」でのログインとみなします。</u>	グインしている場合、ID、パスワードの入力を要せずに当社のインターネットバンキングにログインできるサービス
--	--